

## 島根県発注工事における社会保険等未加入対策の強化について

平成30年3月16日

建設業者の社会保険等未加入対策については、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保及び若年者の入職促進のための就労環境を整備するとともに公平で健全な競争環境を構築する観点から、平成27年度より工事を実施する元請け及び一次下請けから未加入業者を排除する取り組みを実施してきたところです。

今後、より一層の未加入対策を推進するため、下記2の新たな取り組みを実施することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 現在の取り組み（この取り組みは、今後も引き続き実施してまいります。）

##### （1）県発注工事を実施する元請契約からの排除

入札参加資格審査の申請において、社会保険等への加入を要件とし、元請業者を社会保険等（注1）加入業者に限定しています。

##### （2）県発注工事の一次下請契約からの排除（注2）

元請業者に対し、社会保険等に未加入である建設業を営む者（許可業者又は許可を受けないで建設業を営む者）との一次下請契約を禁止し、これに違反した場合は以下の措置を実施しています。

###### ①元請業者への違約罰の請求

元請業者が当該社会保険等未加入業者と契約した一次下請契約の最終請負代金額の、10%に相当する額を請求します。

###### ②元請業者に対する指名停止措置

「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」に基づき、指名停止の措置を行います。

###### ③工事成績評定の減点

指名停止措置による、工事成績評定の減点を行います。

##### （3）未加入業者への加入指導等

社会保険等に未加入である、二次以降を含む全ての下請業者のうち、当該業者が島根県知事以外の許可業者である場合は、当該建設業許可権者に通報します。それ以外の業者の場合、社会保険等の加入に係る指導等を行っています。

#### 2. 新たな取り組み【県発注工事の二次下請以降契約からの排除（注2）】

##### （1）県発注工事の全ての下請契約からの排除

社会保険等に未加入である建設業を営む者（許可業者又は許可を受けないで建設業を営む者）を、二次下請以降全ての下請負人としてを禁止し、これに違反した場合は以下の措置を実施します。

###### ①元請業者への違約罰の請求（以下の違約罰の率は、二次下請以降の契約の場合）

元請業者に対し、当該社会保険等未加入業者と直近上位の下請負人と契約した最終

請負代金額の、5%に相当する額を請求します。

②元請業者に対する指名停止措置

「建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱」に基づき、指名停止の措置を行います。

③工事成績評定の減点

指名停止措置による、工事成績評定の減点を行います。

(2) 対象工事

平成30年4月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う全ての県発注工事から適用します。

(注1) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

(注2) 下請契約から排除されるのは、社会保険等に未加入の業者のみです。加入している業者及び社会保険等の適用が除外される業者は除きます。